



許可番号 第00130019962号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 北海道旭川市一条通十五丁目881番地

氏 名 株式会社北新興業

代表取締役 佐藤 啓史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日

令和6年(2024年)7月6日

許可の有効年月日

令和11年(2029年)7月5日



1. 事業の範囲

埋立(がれき類、廃プラスチック類(ただし、自動車等破砕物(自動車(原動機付自転車を含む。))若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部(自動車の窓ガラス、自動車のバンパー(プラスチック又は金属から成る部分に限る。))及び自動車のタイヤを除く。))の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。)、廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。)、廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの(有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。))。以下同じ。))及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、金属くず(自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物、廃ブラウン管(側面部)、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)、ゴムくず、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。))。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類	安定型最終処分場
設置場所	北海道上川郡鷹栖町2890番35、36、94
設置年月日	昭和62年(1987年)9月18日
処理能力	40、927平方メートル、142、777立方メートル
届出受理年月日	昭和62年(1987年)8月7日
受付番号	衛施第113-20号

3. 許可の条件

(2頁へ続く)

令和6年(2024年)7月18日許可証書換交付

(上川総合振興局)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6 年 (1994年)	7 月 6 日	許可の更新
平成 7 年 (1995年)	2 月 3 日	変更許可 (破碎 (がれき類) の追加。)
平成 11 年 (1999年)	7 月 6 日	許可の更新
平成 16 年 (2004年)	7 月 6 日	許可の更新 (破碎 (がれき類) の廃止。)
平成 21 年 (2009年)	7 月 6 日	許可の更新
平成 26 年 (2014年)	7 月 6 日	許可の更新
平成 29 年 (2017年)	10 月 1 日	施行令改正 (水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く旨の加筆。)
令和 元年 (2019年)	7 月 6 日	許可の更新
令和 6 年 (2024年)	7 月 6 日	許可の更新

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の有無 有 ・ ☒ 無